

様式第1号（第9条関係）

貸 付 申 込 書						貸付区分 (○で囲む)		新 規 ・ 借 換			
申込者の加入者等記号・番号					申込者の氏名(カタカナ)			申込者の生年月日			
県コード	学種	学校番号	個人番号	枝番				昭和 平成 令和	年	月	日
				0 0							
貸付種類・償還回数及び団体信用生命保険の適用	貸 付 種 類		貸付コード	償 還 回 数		入院・ 学・ 修学・ 介護の 対象者	氏 名 (カタカナ)				
	一 般 貸 付		1	30 ・ 60 ・ 120 回							
	教 育 貸 付		2	60 ・ 120 ・ 180 回							
	結 婚 貸 付		3	60 ・ 120 回			続 柄	生 年 月 日			
	災 害 貸 付		6	60 ・ 120 回		昭和 平成 令和		年	月	日	
	医 療 ・ 介 護 貸 付		7	60 ・ 120 回				申 込 金 額			
	住 宅 貸 付 〔()内の償還回数は毎月払の償還回数に対応する半年払の償還回数です〕		5	120 180 240 360 (20) (30) (40) (60) 回	住宅貸付について 半年払償還を併用する場合		毎月払				万円
半年払償還の併用 希 望 の 有 無		団体信用生命保険 適用の希望の有無		半年払				万円			
有 ・ 無		有 ・ 無									
申込事由						※ コード	工事等完了(予定)年月日				
						団 信	貸付事由		令和	年	月
申 込 人	上記の金額を私立学校教職員共済制度貸付規則を承知の上、申し込みます。 令和 年 月 日 郵便番号 (-) 日本私立学校振興・共済事業団 住 所 理事長 殿 T E L 氏 名 ㊞ スタンプ印不可										
学 校 法 人 等	上記の記載は事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 郵便番号 (-) 所 在 地 T E L 名 称 代表者名 ㊞										
* ご記入の際は裏面をご覧ください。											

- 右記「貸付送金日」欄をご使用の場合には、裏面「注1」及び、「注2」をご一読のうえ、○印で表示ご記入ください。
- 学校法人等証明欄を除き、全て加入者本人が自筆でご記入ください。

貸付送金日
22日

記入上の注意

1. 申込書類への記入は学校法人等証明欄を除き、全て加入者本人が自筆でご記入ください。また、書き損じや訂正をする場合は、訂正箇所を抹消線と訂正印で訂正してください。この場合の訂正印は、必ず申込印と同じ印鑑を押印してください。修正液などによる書類の訂正は行わないでください。
また、申込人の捺印が押印してあった場合は、軽微な不備に限り、事業団で訂正します。
なお、未記入・誤記入の場合は、返送されることがありますのでご了承ください。
2. 「貸付区分」欄は、「新規・借換」のいずれかを○印で囲んでください。
3. 「加入者等記号・番号、生年月日」欄は、所定欄の右端からつめて記入し、マスが余る場合には0を記入してください。元号は該当するものを○印で囲んでください。
4. 「貸付種類及び償還回数」欄は、希望する貸付種類のコード（番号）と貸付金額に応じた償還回数を○印で囲んでください。また、住宅貸付の場合には、「半年払償還の併用希望の有無」・「団体信用生命保険適用の希望の有無」のいずれかを○印で囲んでください。
5. 「申込事由」は具体的に記入してください。
6. 「申込金額」は所定欄の右端からつめて記入し、マスが余る場合には0を記入してください。
また、住宅貸付の半年払償還を利用する場合には、毎月払償還・半年払償還欄も記入してください。
半年払償還は、申込金額の $1/2$ 以内で、100万円以上である額が半年払償還となるよう記入してください。

記入例 住宅貸付で半年払償還を併用する場合

申 込 金 額		1	1	0	0	万円
住 宅 貸 付 に つ い て 半 年 払 償 還 を 併 用 す る 場 合	毎 月 払	0	5	6	0	万円
	半 年 払	0	5	4	0	万円

〔注1〕

貸付送金日について

貸付申込締切日は毎月15日（必着）です。15日までに事業団に貸付申込書が到着した場合の貸付送金日は翌月2日となります。締切日15日に到着しなかった場合の貸付送金日は翌々月2日となります。

また、申し込み月の翌月内に資金を必要とし、その月の16日から月末（必着）までに事業団に書類が到着した場合は、申込書到着月の翌月22日に貸付金の送金ができます。

この22日送金を希望する場合は、貸付申込書右下の「貸付送金日」欄の「22日」に○印を付けてください。

※「申込締切日（15日及び末日）」が、土・日曜・休日の場合は、その前日又は前々日というように順次繰り上がります。

また、「送金日」が、土・日曜・休日の場合は、その翌日又は、翌々日というように順次繰り下がります。

〔注2〕

22日送金の第1回目償還について

送金日が22日であっても、貸付日は2日の取り扱いとなり利息の起算日と償還期限日は当月2日送金と同じになります。

22日送金で貸付を受けた場合、その第1回目の償還については、貸付決定通知書に同封する、個別の払込取扱票（払込通知書）での償還となります。毎月の定期償還とは別に学校法人等が、個別の払込取扱票で償還手続きを行うこととなりますのでご注意ください。

* 貸付利率は変動金利ですので利率の改正があった場合には償還額は変わります。